



第四号の「これらに準ずる者」とは、水防団又は公益法人と同等の公益性のある事業又は活動を行つてを要しない、例えは、いわゆる第三セクターに属するものがあつて、第六号の「河川水面の利用調整」に関する協議等については「計画的な不法係留船舶対策の促進について」（平成十五年三月二十一日付建設省河政発第一六号建設省河川局長通知）の四、(2)に於ては、河川水面の利用調整に関する協議会が設けられる。列外的な占用主体 例外的な占用主体を本文ただし書中に規定してあり、準則第七第一項第五号に規定する占用施設を設置してはならないと規定するを得ない。また、河川水面の利用調整等及び同項第六号に規定する占用施設を設置することが必要を要し得ないものと認められ、非営利の愛好者団体等のいわゆる種別能力なき社団もそれと見做され、該団体等が占有する占有の許可を受けることがあつても、これらに準じて許可するに当たっては、特に、当該占用の必要性及び占用施設の管理能力等の占用主体としての適合性を十分審査する必要がある。

七 準則第七の二について

(1) 占用の許可の目的とするところの施設について規定してゐる。第一項各号に規定されてゐる施設に該当しない施設については、占用の許可を受けることがあつない。 占用施設をその性格に応じて、第一号から第六号までの六つに分類し、各号に具体的な施設名を列挙するとともに、同様の性格を有するその他の施設についても、同項許可の目的となつてはならないと規定してゐる。 なお、許可申請がなされた施設が自由施設に該当する場合も、

(2) 第一項第六号 第六号においては、周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にある、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設を自由施設としてゐる。

(3) 附属駐車場 附属駐車場は、その施設周辺の騒音の抑制及び違法駐車等の防止のため必要を要するものと認められる場合において、当該施設の利用者のための駐車場を設けることができるものとされている。この場合、特に、排水、排水等の緊急時に必要となる駐車車両の河川敷地からの避難と円滑に行われるよう必要な条件を付すこととされている。

(4) 附属工物 附属工物 必要に応じて、当該占用施設の利用者の利便性を向上するための売店、便所、休憩所、ベンチ等の工物を設置することができるものとされている。第一項各号に掲げる公園等の占用施設に限らず、例えば、同項第四号に掲げられる公共的な水上交通のための船着場や休憩所等を設置するものも可能である。

九 占用の許可の基準として、他の一般公衆の河川敷地の利用を害すことのないこと、そのことにより許可申請者が占有の許可を求め得る何らかの権利が発生するものではない。

(1) 第一項第一号 第一号においては、河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設を自由施設としてゐる。この中には、第二号から第六号までについても同様である。 自由施設の例として、(1)の「キャンプ場」等のレクリエーション施設が新たに追加されている。

(2) 第一項第二号 第二号においては、公益性のある等々又は活動のために河川敷地を利用する施設を自由施設としてゐる。 自由施設の例として、(1)の「堤防の天端又は基小段に設置する遊歩道」を新たに追加してゐる。この遊歩道の占用の許可に当たっては、河川敷地と堤内地の分断等により河川利用に害を及ぼす河川敷地上の支障、水防活動等への影響又は騒音等による周辺住民への影響等に十分に配慮する必要がある。 また、(1)の「鉄道」の施設は、駅が設置される場合を含むものと明示してゐる。河川敷地を遊歩道等の用途に用いる施設及び河川敷地の例として、(1)の「遊歩道、階段等の親水施設」の「ロ」の「河川上陸の通路、テラス等の施設」が削除され、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連携又は周辺

環境整備のために設置されるもの」及びハの「地に設置する遊歩道」が新たに追加されている。また、ハの「公共駐車場」は地下に設置するものである。 なお、地下に設置する遊歩道又は公共駐車場の許可に当たっては、伏流水の流下や地下水の涵養への影響に十分配慮する必要がある。 第一項第四号 第四号においては、河川水面の利用の向上及び活性化に資する施設を自由施設としてゐる。 (1)の「公共的な水上交通のための船着場」については、河川舟運を促進する観点から、「河川内の船着場の使用の促進について」（平成十年六月十日付建設省河政発第五八号建設省河川局長通知）に基づき、占有者以外の使用を促進するとともに、必要に応じて、船着場周辺の公園等の整備を促進することとされている。 (2)の「船舶係留施設」については「計画的な不法係留船舶対策の促進について」（平成十年三月二十一日付建設省河政発第一六号建設省河川局長通知）の四、(2)に於ては、河川水面の利用調整に関する協議会が設けられる。列外的な占用主体 例外的な占用主体を本文ただし書中に規定してあり、準則第七第一項第五号に規定する占用施設を設置してはならないと規定するを得ない。また、河川水面の利用調整等及び同項第六号に規定する占用施設を設置することが必要を要し得ないものと認められ、非営利の愛好者団体等のいわゆる種別能力なき社団もそれと見做され、該団体等が占有する占有の許可を受けることがあつても、これらに準じて許可するに当たっては、特に、当該占用の必要性及び占用施設の管理能力等の占用主体としての適合性を十分審査する必要がある。

八 準則第八の二について

(1) 治水又は利水の基準 河川敷地における工物物の設置、樹木の栽植、盛土等は、治水上又は利水上の支障を生じないものと認められる場合において、当該施設の利用者のための駐車場を設けることができるものとされている。この場合、特に、排水、排水等の緊急時に必要となる駐車車両の河川敷地からの避難と円滑に行われるよう必要な条件を付すこととされている。

(2) 治水又は利水の基準 治水又は利水の基準は、治水又は利水の観点から、河川敷地における工物物の設置、樹木の栽植、盛土等は、治水上又は利水上の支障を生じないものと認められる場合において、当該施設の利用者のための駐車場を設けることができるものとされている。この場合、特に、排水、排水等の緊急時に必要となる駐車車両の河川敷地からの避難と円滑に行われるよう必要な条件を付すこととされている。

十 準則第十の二について

(1) 第一項第六号 第六号においては、周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にある、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設を自由施設としてゐる。

たものでなければならぬことを占用の許可の基準として、

十二 準則第十二について  
占用の許可の期間については、当該占用の目的を達成するため合理的にみて、かつ、必要最小限の期間を準則第十二に規定する期間の限度内において決定する必要がある。準則第十六に規定する占有用について、十年以内で、同様の考え方により許可の期間を設定する必要がある。

十三 準則第十三について  
(1) 許可の内容の基本的考え方  
許可の内容は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するため必要と認められる適切なものとするよう許可申請の内容及び十分審査して許可することとし、当該期間の経過後、占用の更新を拒否しても損失補償の問題を生じないようにするものとする。

(2) 許可条件  
占用の許可を行うに際して、河川管理上必要な条件を付するものとする。なお、当該許可条件は、法第九十条の規定に基づき、河川管理を確保するための必要最小限度のものに限られ、許可を受けた者が不相当な義務を負うこととならぬものとする。特に、次の事項に配慮し、必要を条件を付するものとする。

- ① 当該占有に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものがないため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占有施設の利用者の避難が円滑に行われるようたすめるものとする。

③ 占用施設がその設置目的を達成するために必要な維持管理を十分に実施すること。

④ 非営利の愛好者団体等による維持能力なき社団に対して、占有を許可する場合に、その団体の構成員以外の利用目的を同一とする者に対しても平等に開放されるものとする。

⑤ 当該占有により河川の本質に影響を与えないよう、また、水質を保全するための措置を講じなければならないこととし、農業を使用している河川敷内、ゴルフ場の非水質汚濁に排出されるもの、池等を設置するものとする。

⑥ 当該占有の結果、騒音等により河川及びその周辺の環境に影響を及ぼすこととなるおそれがある場合には、騒音防止策等を講ずるものとする。

⑦ 当該占有施設の利用者により排出されたゴミが適正に処理されるよう措置をせよものとする。

⑧ 小動物の移動の場所を確保するため上り流方向に緑地を確保し、死す等生態系の連鎖性の確保に配慮をせよものとする。

⑨ 学校等が設置し管理している運動場等については、占用の目的を達成するために必要となる時間は一般公衆に開放せよものとする。

(3) 申請状況等の確認  
占用の許可の後、河川敷等の占有が許可の内容等において行われていないこと等を確認することとし、占有の許可を受けた者から写真を提出すること等により必要に応じて、占有の状況を確認を求め、占有の状況及び許可条件の履行状況の確認を要するものとする。

等。準則第三章に定められた占有許可の基準の適用が適切であると認められる場合は、

(1) 準則第十項に規定する計画が定められている場合にある場合は、当該計画に沿ったものであること。  
(2) 都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第十九条第二項に規定する都市計画に関する基本的な方針に沿ったものであること。なお、基本的な方針が定められていない場合は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十条第四項の規定に基づき議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想又はその他の議決の議決を経て定められた計画等に沿ったものであること。

十九 準則第十八について  
包括占有区域の施設設置位置による使用  
包括占有の許可を受けた市町村は、包括占有区域を自ら使用するほか、準則第六に規定する者に対する全部又は一部を、準則第七第一項に規定する占有施設に設置する施設の設置を目的として使用することができる。この場合、準則第六に規定する者の施設の設置については、準則第十七に規定する計画等に基づいたものでなければならない。

なお、包括占有以外の占有については、占有許可を受けた者が、(三)第三号の施設の設置を目的とする場合は、(三)第一号の施設を市町村が第一項の規定に基づき包括占有区域を使用する(二)に規定する計画(以下「施設設置計画」という。)に基づき包括占有区域を

(4) 設備更新等  
占用の許可を受けた者が法又は許可条件(法第二十四条の二)

が第二十六第一項及び第二十七第一項の許可条件を定め、(一)に違反している場合等においては、当該状況を是正するための必要がある。河川管理者は、このうち、状況を変更した場合は、河川敷等による口頭指図(法第七十七第一項の規定に基づき)を河川管理者による是正措置の指示(法第七十五第一項の規定に基づき)許可条件の變更、原状回復命令、許可の取消等の処分(法第七十三第一項)を河川敷に於いて実施するものとする。

十四 準則第十四について  
河川敷地の利用方法は、公共性が高いものを優先するほか、地域社会の多様な利用に資するものとする必要がある。このため、占用の許可の更新に当たっては、準則に従って適正な費用を収めるべきであり、河川管理者は、準則第五から第十二に規定する内容により更新の許可の判断を行い、必要に応じて、準則に適合させるための指導(従前よりも短い許可の期間の設定、不許可処分等の措置を含む)を行ってよいものとする。

十五 準則第十五について  
準則第十五に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十五に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十五に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

十六 準則第十六について  
準則第十六に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十六に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十六に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

十七 準則第十七について  
準則第十七に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十七に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十七に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

十八 準則第十八について  
準則第十八に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十八に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十八に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

十九 準則第十九について  
準則第十九に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十九に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第十九に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

二十 準則第二十について  
準則第二十に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

二十一 準則第二十一について  
準則第二十一に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十一に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十一に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

二十二 準則第二十二について  
準則第二十二に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十二に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十二に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

二十三 準則第二十三について  
準則第二十三に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十三に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十三に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

二十四 準則第二十四について  
準則第二十四に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十四に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十四に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

二十五 準則第二十五について  
準則第二十五に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十五に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。準則第二十五に規定する事項は、河川敷地の利用に資するものとする。

接」の欄には、準則第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の種類内、当該基本方針等に沿った利用方法があることが判明するように記載すれば足り。」3. 占用の場所」及び「4. 占用面積」の欄には、それぞれ包括占用区域の所在地及び面積を記載することとなる。

- (2) 包括占用の許可条件等
  - ① 包括占用の許可条件としては、第二項に規定するものは、包括占用区域の具体的な利用方法を決定又は選定した場合に、当該利用方法を河川管理者に報告すること。
  - ② 使用契約を締結又は変更した場合には、当該契約の内容を、河川管理者に報告すること。

なお、包括占用の許可を行う場合には、準則第七第二項に規定する市町村の意見聴取に係る手続を行う必要はない。

(3) 包括占用区域等の公表  
包括占用の許可を受けた包括占用区域については、許可を受けた市町村又は施設設置者が施設を設置するほか、その目的の維持管理を行うに等から、現場に看板を設置するなど、適切な方法により、当該包括占用区域の範囲及び許可の内容について公示することとする。なお、市町村が公示措置を行うこととする場合は、その旨を許可条件に明記せよ。

二十一 準則第二十二について  
(1) 工作物の設置等の許可申請  
包括占用区域において工作物の設置等を行うときは、包括占用の許可を受けている場合においても、法第六十六第一項等に規定する河川管理者の許可が必要である。工作物の設置等を行う者が、市町村である場合には当該市町村が、施設設

置者である場合には、施設設置者が市町村を通知して、当該許可申請を行うこととなる。  
また、河川敷地の利用について市町村が主体的に判断できるようにすること、包括占用の範囲にかんがみ、治水上の支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとしている。

- (2) 治水支障が小さい工作物の設置等の許可  
治水上の支障が小さいと見込まれる工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数について条件を付することとしている。  
なお、工作物又は樹木の治水上の支障の程度については、申請（と）に個別に判断する必要がある。また、樹木の根張の範囲等については、植樹基準に定めることにより判断することとしている。

二十二 準則第二十三について  
施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第六十四、第六十六第一項及び第七十七第一項）の許可条件をいかに違反している場合等においては、当該施設設置者に対するほか、占用主体であり、かつ、当該施設設置者の指導監督を行うべき市町村に対して、監督処分等を状況に応じて適正に実施することとしている。

二十三 附則三について  
既存の占用施設に關する経過措置を定めるものである。当該占用の実態、経緯等を勘案して、具体的な是正計画を樹立し、準則に適合するものとなるよう適宜措置することとする。

また、これらの占用の許可の期間については一年以内とすることが望ましい。  
二十四 その他  
準則の取扱いについて疑義が生じた場合は、あらかじめ建設者、河川局担当課と協議することとされた。